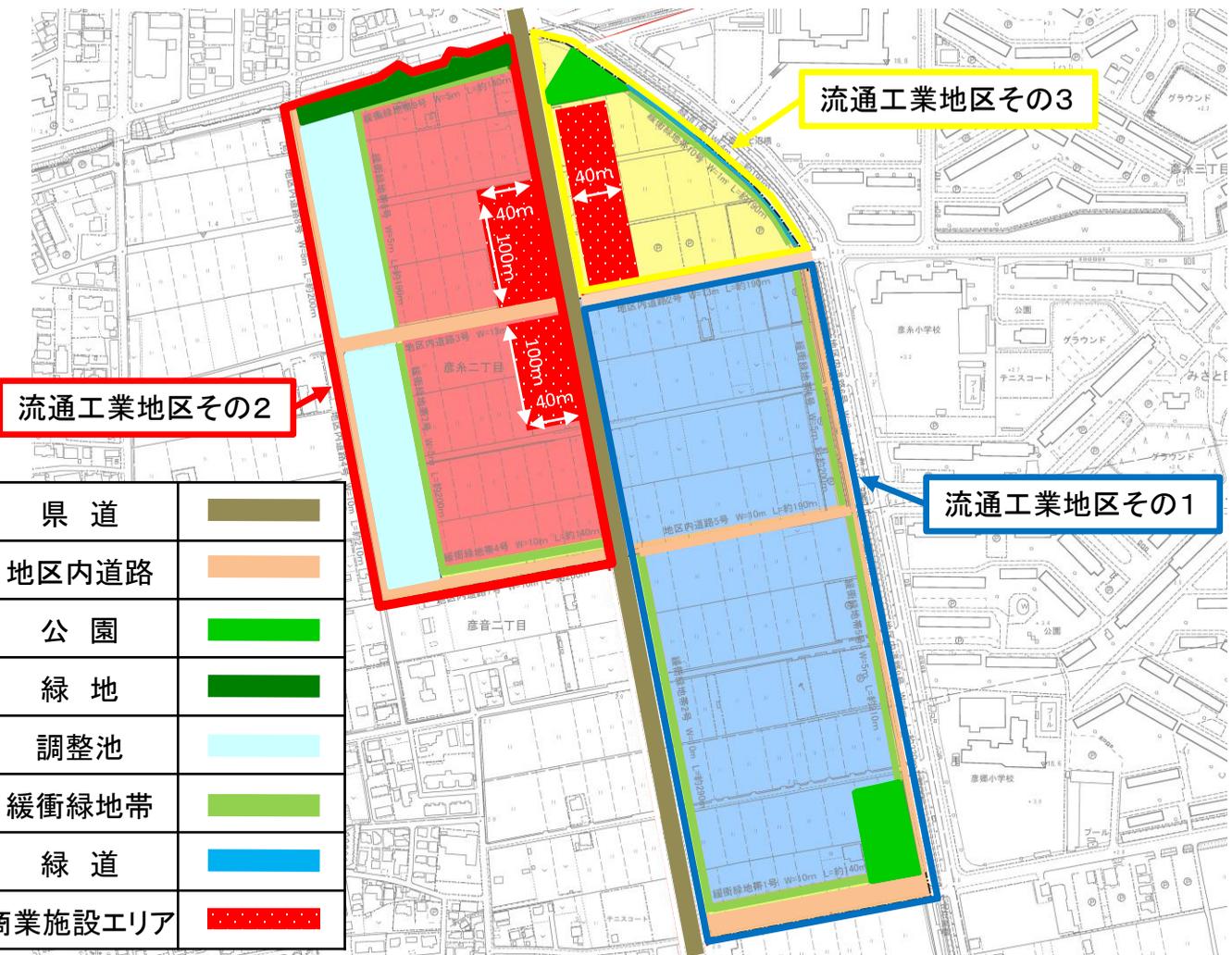


三郷北部地区 地区計画 地区区分

流通工業地区その1	大規模な流通系施設の立地を誘導し、これらの良好な操業環境の保全を図る。
流通工業地区その2	中規模な流通系施設の立地を誘導し、これらの良好な操業環境の保全を図る。 また、主要地方道葛飾吉川松伏線沿道においては、地区の就業者の利便に供する店舗、飲食店等を集約する。
流通工業地区その3	流通系施設の立地を誘導し、これらの良好な操業環境の保全を図る。 また、主要地方道葛飾吉川松伏線沿道においては、地区の就業者の利便に供する店舗、飲食店等を集約する。



みんなですすめるまちづくり 三郷北部地区の地区計画

三郷北部地区は、市の経済の活性化を支える
流通・業務・工業系の拠点として、高速自動車交通の結節点となる広域交通の利便性を活かした
産業集積、周辺環境と調和した産業基盤づくり
を目指します。



➡ 地区計画とは

まちづくりに関するルールとしては、建築基準法における用途地域などの【全国一律のルール】があります。地区計画は、地区の特性に応じてふさわしい良好な環境の市街地をつくるために、地区のみんなですすめていく【地区独自のルール】を都市計画で定めたものです。

➡ 地区計画の構成

「地区計画の方針」と「地区整備計画」の2つから成り立っています。

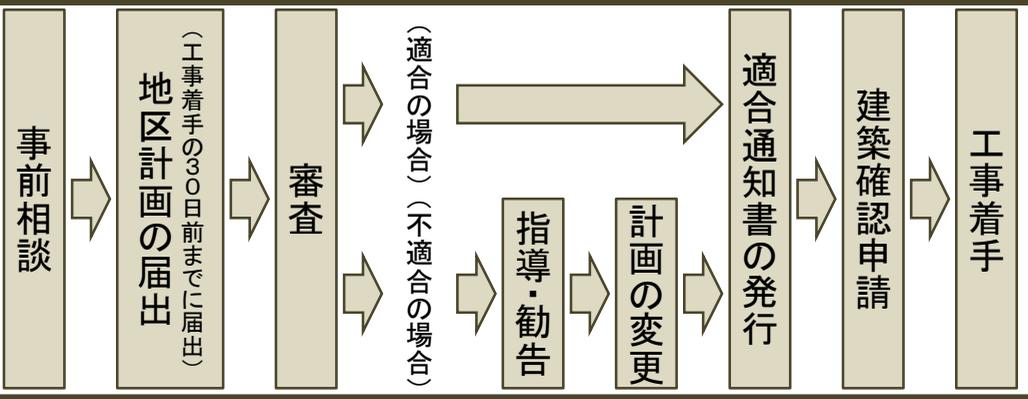
地区計画の方針 地区のまちづくりの全体構想を定めています。

地区整備計画 地区独自のルールの具体的な内容を定めたものです。

➡ 地区計画の構成

- ①建築物の用途の制限
建物の使い方を制限し、用途の混在による市街地環境の悪化を防止します。
- ②建築物の敷地面積の最低限度
敷地の狭小化による市街地環境の悪化を防止します。
- ③壁面の位置の制限
道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好な外部空間をつくれます。
- ④建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
周辺の景観と調和した、まとまりのある街並みをつくれます。
- ⑤建築物等の高さの最高限度
北側隣地の良好な日照や通風のための外部空間をつくれます。
- ⑥垣又はさくの構造の制限
緑ゆたかであるおおいのある街並みや災害に強い安全なまちづくりを目指します。
- ⑦緩衝緑地帯の保全を図るための制限
周辺の住環境に配慮するため、緩衝緑地帯の制限を定めます。

○ 届出の手続き ～計画の届出から工事着手までの流れ～



届出が必要な行為

1. 土地の区画形質の変更
2. 建築物の建築又は工作物の建設
3. 建築物等の用途の変更
4. 建築物等の形態又は意匠の変更

○ 地区計画に関するご相談・問い合わせ

【三郷市役所 まちづくり推進部 都市デザイン課】
〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1
Tel 048-930-7740
<http://www.city.misato.lg.jp/4536.htm>